

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2001-333279(P2001-333279A)

【公開日】平成13年11月30日(2001.11.30)

【出願番号】特願2000-151731(P2000-151731)

【国際特許分類】

H 04 N	1/409	(2006.01)
G 06 T	5/30	(2006.01)
H 04 N	1/387	(2006.01)
B 41 J	2/485	(2006.01)

【F I】

H 04 N	1/40	1 0 1 D
G 06 T	5/30	Z
H 04 N	1/387	1 0 1
B 41 J	3/12	G

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月8日(2006.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のスキャンライン上に存在する第1記録ドット列の一端と、第2のスキャンライン上に存在する第2記録ドット列の一端とが斜めに隣接している場合に、前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列とが連続するようにドットを補間することを特徴とする画像処理方法。

【請求項2】

前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列のいずれかが基準長さ以下の場合に補間を行なうことを特徴とする請求項1に記載の画像処理方法。

【請求項3】

前記基準長さは、1つの記録ドットの再現性が保証される基準解像度と、実際に記録しようとする解像度とを比較することにより導出することを特徴とする請求項2に記載の画像処理方法。

【請求項4】

前記第1記録ドット列及び前記第2記録ドット列を含む図形の輪郭形状を保存する位置にドットを補間することを特徴とする請求項1、2又は3に記載の画像処理方法。

【請求項5】

第1のスキャンライン上に存在する第1記録ドット列の一端と、第2のスキャンライン上に存在する第2記録ドット列の一端とが斜めに隣接している場合に、前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列とが連続するようにドットを補間する補間プログラムを格納したことを特徴とするコンピュータ可読メモリ。

【請求項6】

前記補間プログラムは、前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列のいずれかが基準長さ以下の場合に補間を行なうことを特徴とする請求項5に記載のコンピュータ可読メモリ。

【請求項 7】

前記補間プログラムは、前記基準長さを、1つの記録ドットの再現性が保証される基準解像度と、実際に記録しようとする解像度とを比較することにより導出することを特徴とする請求項6に記載のコンピュータ可読メモリ。

【請求項 8】

前記補間プログラムは、前記第1記録ドット列及び前記第2記録ドット列を含む図形の輪郭形状を保存する位置にドットを補間することを特徴とする請求項5、6又は7に記載のコンピュータ可読メモリ。

【請求項 9】

第1のスキャンライン上に存在する第1記録ドット列の一端と、第2のスキャンライン上に存在する第2記録ドット列の一端とが斜めに隣接しているか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段で斜めに隣接すると判定された場合には、前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列とが連続するようにドットを補間する補間手段と、
を有することを特徴とする画像処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列のいずれかが基準長さ以下の場合に補間を行なうことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

前記基準長さは、1つの記録ドットの再現性が保証される基準解像度と、実際に記録しようとする解像度とを比較することにより導出することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

前記補間プログラムは、前記第1記録ドット列と前記第2記録ドット列のいずれかが基準長さ以下の場合に補間を行なうことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

前記補間プログラムは、前記基準長さを、1つの記録ドットの再現性が保証される基準解像度と、実際に記録しようとする解像度とを比較することにより導出することを特徴とする。